

令和4年度障害者支援施設等の停電時におけるBCP運用等支援事業に係るQ & A

Q & Aの内容は、令和4年7月29日現在のものです。

関係団体との協議により、取扱いが変更になることがありますので、あらかじめ御了承ください。

1 事業の概要

Q1 障害者支援施設等の停電時におけるBCP運用等支援事業とはどのようなものか。

A1 障害者支援施設等におけるエネルギー使用の合理化や再生可能エネルギーの活用等を促進し、停電時（電力需給ひっ迫による計画停電時を含む。以下同じ。）においても、業務継続計画（BCP）等に基づいて適切な対応ができるよう、下記の事業を実施します。

① 専門家（アドバイザー）派遣

障害者支援施設等に省エネルギー等に係る専門家を派遣し、設備やエネルギー使用状況、停電時におけるBCP（非常災害時におけるBCPのうち、停電時の対応に関する部分をいう。以下同じ。）等を確認の上、省エネルギー化に向けた取組、停電時の事業継続等に資するエネルギーの使用の合理化のための機器及び設備や再生可能エネルギーの活用に向けた機器及び設備（以下「省エネ・再エネ機器等」という。）の導入等についての助言等を行います（詳細についてはQ7～16を参照）。

② 機器導入支援

①の専門家の助言に基づいて導入する省エネ・再エネ機器等を設置する経費を補助します（詳細についてはQ17～25を参照）。

Q2 この事業を開始した理由はどのようなものか。

A2 国内の火力発電所の休廃止が増加していること及び今年3月の福島県沖地震の影響を受け東日本における一部の発電所が継続的に停止したこと等による電力供給力の不足に加えて、コロナ禍で抑えられていた経済社会活動の再開による電力需要の増加、さらにはウクライナ情勢等による燃料調達リスクの不確実性といった要因も加わり、今年度我が国の電力需給見通しは非常に厳しい状況になっています。

このような中、障害者支援施設等においても、省エネルギーの取組を推進するとともに、電力需給ひっ迫による停電が生じた場合にも、BCPに基づいて適切にサービスを継続できるようにするため、令和4年6月、第二回都議会定例会において、本事業の実施を決定しました。

Q3 この事業の対象となる障害者支援施設等の要件はあるか。

A3 この事業の対象となる障害者支援施設等とは、障害者支援施設、医療型障害児入所施設及び福祉型障害児入所施設です。

なお、都及び区市町村が設置する施設（地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）については、本事業のうち、機器導入支援については対象外となります。

Q4 事業実施の流れはどのようになるか。

A4 事業を実施する施設における流れは、概ね下記のとおりです。

- ① 東京都からの専門家派遣の申込方法の連絡（令和4年7月29日付事務連絡）を受けて、専門家派遣受付窓口に申込み
- ② 専門家派遣の実施（専門家派遣機関の決定→日程調整→施設訪問→報告書受理）
- ③ 改善提案に基づく省エネルギーの取組等の検討・実施、停電時におけるBCPの検証等

<以降は、報告書において機器等の改善提案があり、かつ、機器導入支援の補助金を申請する場合>

- ④ 省エネ・再エネ機器等の選定・補助金交付申請・契約手続き
※補助金交付申請書最終提出期限：令和5年1月20日（金曜日）
- ⑤ 省エネ・再エネ機器等の設置（令和5年3月31日までの完了必須）
- ⑥ 補助金実績報告書提出（事業完了後10日以内）
- ⑦ 補助金の額の確定後、補助金交付

Q5 機器導入支援の補助を受けるためには、必ず、専門家派遣を受けなければならないのか。

A5 機器導入支援の補助は、専門家（当該事業により派遣された者に限る。）の助言に基づいて、省エネ・再エネ機器等を導入する経費を支援するものです。このため、当該事業の専門家派遣を受けていない施設は、機器導入支援の補助を受けることはできません。

事業開始にあたり、専門家派遣等を行う施設の募集を行いますので、補助事業の活用を検討している場合は、必ず専門家派遣の申込みをしてください（Q10参照）。

なお、機器導入支援の補助対象となるのは、専門家の改善提案に基づいて導入される省エネ・再エネ機器等に限り、専門家派遣を受けた場合であっても、専門家から提出された報告書で導入の提案が記載されていない機器等については、補助金を申請することはできませんので、あらかじめ御了承ください。

Q6 予定数を超過した場合は、どうなるのか。

A6 当該事業は、今夏・今冬の電力需給ひっ迫に備えた緊急対策として、予算の範囲内で実施することとしております。

2 専門家派遣について

Q7 専門家派遣とは、どのようなものか。

A7 障害者支援施設等に省エネルギー等に係る専門家が施設を訪問し、以下の事項についての確認・助言等を行います。なお、施設訪問にあたっては、施設担当者へのヒアリング及び書類確認、施設内を巡回等により行いますので、施設側で必要な準備を行っていただきます。

- ・空調・換気・照明設備等のエネルギー消費設備の状況
- ・省エネルギー対策の実施状況
- ・停電時におけるBCPの内容（停電時に継続する業務と当該業務に必要な機器・設備、電源等）
- ・停電時に稼働する機器・設備等の状況（必要電力量、非常用自家発電装置の容量・燃料備蓄量等）

- ・エネルギー消費設備等の運用改善、メンテナンス等、省エネルギー対策に関する提案
- ・省エネ・再エネ機器等の導入に関する提案
- ・省エネルギー対策に係る各種支援策の情報提供

また、施設訪問後概ね1か月後を目途に、評価結果及び改善提案の内容等について、報告書を作成し、施設に交付します。

Q 8 専門家派遣を受けるにあたっての要件はあるか。

A 8 専門家派遣の対象となるのは、障害者支援施設、医療型障害児入所施設及び福祉型障害児入所施設です。

なお、派遣を受けるための要件ではありませんが、停電時に施設が想定どおり稼働するかどうか確認するため、BCPを策定済みの場合にはその内容を、未策定の場合には、専門家による施設訪問までに、当該施設における停電時の対応について、専門家に説明できるように御準備ください。

Q 9 専門家派遣に費用はかかるか。

A 9 専門家派遣に係る費用は東京都が負担しますので、施設は無料で利用できます。

ただし、専門家派遣を受けるにあたって必要な施設側の対応経費（人件費、事務費等）については、施設で負担していただきます。

Q10 専門家派遣を受けるためには、どのような手続きが必要か。

A10 専門家派遣の要件（Q 8 参照）を満たした施設は、専門家派遣の申込みを、公益財団法人 東京都環境公社（クール・ネット東京）に対して、「BCP運用支援事業申込書兼事前調査書様式」を添付したメールを送付し、お申込みください。

Q11 専門家はどこから、どのような者が派遣されるのか

A11 専門家派遣事業を行う委託先は公益財団法人 東京都環境公社（クール・ネット東京）です。

なお、施設に訪問する専門家については、技術士、エネルギー管理士、建築設備士等であって、省エネルギー診断又は電気設備等の設計・管理について一定の実務経験を持つ者を予定しています。

Q12 専門家派遣の日程は、いつ頃、どのように決定されるのか、

A12 別添資料「高齢者・障害者支援施設等の停電時におけるBCP運用等支援事業申込の御案内」に沿って専門家派遣受付窓口にお申込みください。

当該申込み受付後、受付窓口において、専門家を派遣する団体等（以下「派遣機関」という。）を決定し、当該派遣機関と施設の間で訪問日程等の調整を行うこととなります。この際、派遣機関における業務の状況等により、御希望の時期に実施できないこともあります。御了承ください。

なお、当該事業が今夏・今冬の電力需給ひっ迫に備えることを目的としていること、機器導入支援の補助においては、令和5年3月31日までに機器の設置を完了する必要があること等を踏まえ、専門家派遣については、令和4年12月までに行うこととしています。

Q13 専門家派遣を受けるにあたって、施設側が準備すべきことはあるか。

A13 専門家派遣に係る手順や準備事項等については、派遣機関に御確認ください。

なお、専門家の施設訪問時には、下記の事項について施設担当者へのヒアリング及び書類確認を行うほか、環境測定、建物・設備の設置状況等の確認等を行う予定ですので、円滑・効率的に確認が行えるよう御協力ください。

- (a) 施設概要：フロア別用途、稼働時間等
- (b) エネルギー管理体制：担当者の配置、エネルギー使用量の記録状況等
- (c) エネルギー消費設備の設置状況：設備構成、台数、容量等
- (d) エネルギー消費設備の運転状況：運転台数、運転時間等
- (e) エネルギー消費設備の管理状況：清掃・点検周期、管理方法、エネルギー見える化機器の有無等
- (f) 省エネルギー対策の実施状況
- (g) 停電時の施設稼働状況：非常用発電機の状況（設置台数、容量、燃料備蓄量等）、停電時にも稼働を継続する機器（設備構成、台数、容量等）、非常災害時におけるBCP※）
※計画停電時の対応を含む。BCPが未策定の場合も、停電時に稼働させる機器・設備は定めておくこと。
- (h) 改善提案内容に関する要望 等

Q14 専門家派遣を受けた後、施設が行わなければならないことはあるか。

A14 専門家の改善提案に基づき、省エネルギー対策や省エネ・再エネ機器等の導入について検討し、当該検討結果について、派遣機関への報告を行ってください。また、電力需給ひっ迫に伴う計画停電時の対応を含め、BCPの内容の検証・見直し等を行うようにしてください。

Q15 専門家派遣において、省エネ・再エネ機器等の改善提案を受けた場合は、機器導入支援の補助金を活用して、当該機器等を設置しなければならないか。

A15 改善提案された事項については、施設運営上、無理のない範囲で取り組んでください。

省エネ・再エネ機器等の改善提案を受けた場合であっても、費用負担や設置スケジュール等を踏まえ、当該機器等の導入をしないこととしても差し支えありません。

Q16 専門家派遣では、BCPの策定や見直しについてのアドバイスも受けられるのか。

A16 この事業において派遣する専門家は、原則として、省エネルギー等に関する専門家となります（A11参照）。施設が作成したBCPに基づいて、停電時における電力の確保や停電時に稼働すべき設備の改善等、エネルギー対策に係るアドバイスは行いますが、非常災害時等の施設運営や安全確保等、BCP全般に係る助言を行うことは困難です。

東京都福祉保健局では、「障害者支援施設等のBCP策定支援事業」において、BCPの策定等に係る個別相談等を実施しておりますので、BCPに対する助言等が必要な場合は、こちらを御活用ください。当該事業の詳細は、下記の東京都福祉保健局HP（令和4年度障害者施設等におけるBCP策定支援事業）により御確認ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/koza/bcpshien.html>

3 機器導入支援について

Q17 機器導入支援の補助対象となる機器等の要件はあるか。

A17 機器導入支援の補助対象となるのは、専門家派遣を受けた施設が、当該専門家の改善提案に基づいて導入する省エネ・再エネ機器等です。

専門家派遣において交付される報告書に記載されている機器等に限りしますので、御注意ください。

Q18 省エネ・再エネ機器等とはどのようなものか。

A18 停電時の事業継続等に資するエネルギーの使用の合理化や再生可能エネルギーの活用等を図るための機器及び設備を指します。

既存の照明設備、空調設備、給排水設備、厨房設備等をエネルギー効率の良いものに交換したり、電力確保のために、太陽光発電装置、蓄電池等を新たに設置したりすること等が考えられます。

Q19 機器導入支援の補助額はどのくらいか。

A19 1施設当たり、10,000千円と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額に4分の3を乗じて算出した額を補助します(千円未満切捨)。

Q20 機器導入支援の補助対象経費はどのようなものか。

A20 停電時の事業継続等に資する省エネ・再エネ機器等を設置するために必要な経費が対象となりますが、上記費用に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費に含みません。

なお、機器等のメンテナンス費用や当該年度内に使用予定のない予備（交換用）の消耗品に要する費用等は補助対象経費となりません。

Q21 省エネ・再エネ機器等の設置に伴い、電気の配線工事や壁紙の補修等を行う場合、これらに係る費用も補助対象となるか。

A21 補助対象の省エネ・再エネ機器等を設置・稼働させるために必要不可欠な工事に限り、補助の対象となります（必要最低限のものに限る）。当該工事が補助対象となるかどうかは、その必要性や代替性等を踏まえ、個別に判断させていただくこととなります。

Q22 補助対象の省エネ・再エネ機器等が、併設の施設等と共用するものである場合の補助対象経費はどのように取り扱えばよいか。

A22 併設の施設が、機器導入支援の対象である場合には、対象機器の重複申請はできません。

たとえば、障害者支援施設と高齢者施設が併設しており、どちらも機器導入支援が可能である場合には、両方の申請書及び添付書類に、その旨の記載をし、重複申請がないことを確認することになります。

他方、併設の施設が、機器導入支援の対象でない場合には、補助基準額の範囲で、共用の設備についても補助対象経費に含めることができます。

Q23 補助事業の実施期間に制限はあるか。

A23 当該補助事業は、専門家派遣による助言等に基づき導入する省エネ・再エネ機器等の設置経費を支援するものであることを踏まえ、専門家派遣における報告書を受領した日以降に契約を締結し、履行期限が令和5年3月31日までのものを補助対象とします。

補助対象となる機器等については、令和5年3月31日までに、設置を完了する必要がありますので御注意ください。

Q24 補助事業が、令和5年3月31日までに完了できない場合は、どうなるか。

A24 省エネ・再エネ機器等の設置に係る委託契約等の履行期間が令和5年3月31日までのものに限り、補助の対象とします。ただし、契約締結後のやむを得ない事由により、事業が完了できなかった場合には、令和5年3月31日までに完了した部分の経費に限り、補助対象とします。

Q25 省エネ・再エネ機器等の設置により、施設の構造等に変更が生じる場合、何か手続きが必要か。

A25 施設の構造等に変更が生じる場合は、指定申請の変更届又は変更許可申請書の提出が必要となります。また、補助金の交付を受けて設置した機器や設備の更新を行う場合には、財産処分の手続きが必要となることもありますので、事前に御相談ください。

4 補助金交付に係る手続き等について

Q26 同一法人が運営する複数の施設で設置する場合、施設ごとに申請しなければならないか。

A26 補助金の交付申請は、施設ごとに行ってください。

Q27 補助の申請はいつ行えばよいか。

A27 交付申請期限については、令和5年1月20日（金曜日）を予定しています。詳細については、後日、改めてご案内いたします。

Q28 補助事業に係る契約締結はいつ行えばよいか。

A28 当該補助事業は、専門家派遣における報告書において、改善提案がされた省エネ・再エネ機器等を補助対象としていることから、当該報告書を受領日以降に契約したものであれば、補助対象となります。ただし、補助金交付要綱等に基づき都が認めた経費のみが補助対象となることに留意してください。

Q29 契約の手続き等について要件はあるか。

A29 法人の経理規定等に基づき、適切な契約を行ってください。
なお、補助金として公費が支出されることを踏まえ、下記の東京都の基準を参考に、必ず競争入札又

は複数の相手方による見積り合わせを行ってください（予定価格が50万円を超えない場合を除く）。

＜参考：東京都の基準＞

- ・原則として一般競争入札
- ・以下の場合には競争入札によらず、相手方を複数選んで、見積り合わせをすることで契約締結することが可能（下記の基準価格は、単価ではなく、契約の総額によるものであること）
 - ア 工事又は製造の請負価格が250万円を超えないもの
 - イ 財産の買入価格が160万円を超えないもの

Q30 交付決定後、やむを得ない事由により計画を変更する必要がある場合はどうしたらよいか。

A30 交付申請書に提出した「事業計画書」の内容を変更する場合（設置する機器や施工内容・場所を変更する場合等）には、東京都に事前に相談のうえ、変更承認申請書を提出してください（入札等の結果、金額だけが変更になる場合は変更承認申請を行う必要ありません。）。

なお、計画の変更に伴い、対象経費が増額になった場合でも、交付決定額が変更交付決定額の上限となります。

Q31 実績報告書はいつまでに提出が必要か。

A31 原則として、補助事業完了後10日以内（遅くとも令和5年4月10日（月曜日）まで）に東京都の指定する様式にて実績報告書を提出してください。

なお、交付決定前に、補助事業が完了している場合は、交付決定通知を受領後10日以内に、実績報告書を御提出ください。

Q32 補助事業完了とは、いつの時点か。

A32 交付決定を受けた事業に係る施工・設置が完了し、当該契約の内容の点検・確認が終了した時点となります。事業が完了した時点から、10日以内に実績報告書を提出してください。

なお、都への実績報告書提出の際に必要なとなりますので、事業完了の際には、納品書・完了届等の確認書類を必ず徴収し、保管してください。

Q33 補助対象経費の支払時期に期限はあるか。また、領収書を徴収する必要はあるか。

A33 契約書等の定めに基づき、速やかに支払いを完了してください。

なお、当該支払の事実を確認できる領収書は必ず徴収し、保管してください。ただし、口座振込等により支払う場合は、請求書及び振込の事実が確認できる書類に変えることができます。

Q34 現地調査は行われるか。

A34 実績報告書提出後、必要に応じて現地調査を実施いたします。現地調査の結果、交付決定の内容に反する実態が確認された場合、交付決定を取り消すことがあります。

Q35 補助金は、いつ頃交付されるか。

A35 実績報告書を審査した上で、補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めた場合は、補助額の確定を行い、その内容を通知します（実績報告提出後概ね2か月程度）。

補助額の確定通知発出後、1か月程度（遅くとも令和5年5月末まで）で交付する予定です。

6 その他

Q36 他の補助金と重複した申請は可能か。

A36 他の公的制度の対象となっている事業、他の制度により補助されている事業は補助対象となりません。

補助対象内容が同一の補助金を重複して受けることはできませんので、どの補助金を活用するかよく検討してください。

Q37 補助事業により導入した機器等を処分したり、更新したりする場合に必要な手続きはあるか。

A37 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けることなく、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、撤去し、又は廃棄することはできません。耐用年数以内に上記の財産処分を行う場合は、原則として、残存期間に係る補助金を返還していただきます。

Q38 来年度も引き続き事業実施されるか？

A38 当該事業は、令和4年度に限り実施することとしています。

※ここに示したものは、主な注意事項です。申請にあたっては、実施要綱や補助要綱を必ず御確認いただき、都の指定する様式によって必要書類を御提出ください。